

# 社会福祉法人町田市福祉サービス協会

## 14. 個人情報保護規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、町田市個人情報保護条例（平成元年町田市条例第5号）の規定の趣旨にのっとり、社会福祉法人町田市福祉サービス協会（以下「協会」という。）における個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人の基本的人権の擁護と人間尊重の運営を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人生活に関し特定の個人が識別され、又は識別され得る情報で、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気又は光ディスクその他これらに類する媒体に記録されるもの又はされたものをいう。
- (2) コンピューター処理 定められた一連の処理手順に従い、コンピューター及びその関連機器を利用して事務を処理することをいう。

### (協会の責務)

第3条 理事長は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の基本的人権を侵害することのないよう慎重かつ公正に行うとともに、個人情報の保護に関して必要な施策を講じなければならない。

2 協会職員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

### (一般的制限)

第4条 理事長は、個人情報の保管等をするとき、その所掌する業務の目的に必要な範囲内で、必要かつ最小限のものとしなければならない。

2 理事長は、次の各号に掲げる事項に係る個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

### (収集の制限)

第5条 理事長は、個人情報を収集するときは、本人又はその代理人（以下「本人等」という。）から直接収集しなければならない。

2 理事長は、個人情報を収集するときは、次号に掲げる事項を本人等に明示しなければならない。

- (1) 収集の目的
- (2) 収集の法令等の根拠
- (3) 収集する個人情報の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 3 理事長は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人等以外のものから個人情報を収集することができる。
  - (1) 本人等の同意があるとき。
  - (2) 本人等以外のものから個人情報を収集することについて法令に特別の定めがあるとき。
  - (3) 生命、身体の安全又は財産の保護のため緊急やむを得ない理由があるとき。
  - (4) 出版、報道等により公知性が生じている個人情報を収集するとき。
  - (5) 本人等から収集することにより、当該業務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあること、その他、本人等以外の者から収集することに相当な理由があると認めるとき。
- 4 前項の規程により本人等以外のものから個人情報を収集するときは、その事実を本人等に通知するように努めるものとする。
- 5 本人等から法令等の規程に基づく申請行為又はこれに類する行為がなされたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

#### (適正管理)

- 第6条 理事長は、個人情報の適正な管理を行うため、個人情報保護管理責任者を配置するとともに、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。
- (1) 個人情報を正確かつ最新なものとする。
  - (2) 個人情報の改ざん、滅失、き損、漏えいその他の事故を防止すること。
- 2 理事長は、個人情報の保管の必要がなくなったときは、速やかに当該個人情報の消去又は廃棄を行わなければならない。

#### (目的外利用、外部提供の制限)

- 第7条 理事長は、収集した個人情報について、第5条第2項に規定する利用の目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）、及び協会以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）を行ってはならない。
- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、法令に特別の定めがある場合又は正当な職務執行に関連する場合で、あらかじめ本人の同意を得ているときは、目的外利用又は外部提供をすることができる。

#### (コンピューター処理等の制限)

- 第8条 理事長は、コンピューターにより個人情報を処理する場合において、協会のコンピューターと協会以外のもののコンピューターとの通信回線による結合を行ってはならない。ただし、コンピューターにより個人情報を処理する協会の業務を受託している者のコンピューターは、この限りでない。

#### (開示の請求等)

- 第9条 理事長は、協会が管理している自己に関する個人情報の閲覧、視聴及び写しの交付（以下「開示」という。）を請求する者に対して、個人情報を開示しなければならない。
- 2 理事長は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示の請求に応じないことができる。
- (1) 法令の規定により明らかに開示をすることができないとされているもの
  - (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの
  - (3) 開示をすることにより、協会の公正な職務執行が著しく阻害されるおそれのあるもの

- (4) 第三者に関する情報であつて、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの
- 3 理事長は、開示の請求をされた個人情報のなかに前項各号のいずれかに該当する部分が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて請求に応じなければならない。

(訂正の請求)

第 10 条 理事長が管理している自己に係る個人情報について事実と誤り又は不正確な内容があると認める者は、理事長に対し、その保有する個人情報の訂正を請求することができる。

(消去等の請求)

第 11 条 理事長が第 5 条の規定に反して自己に関する個人情報が収集されていると認めるとき、又は第 6 条第 2 項の規定に反して自己に関する個人情報が保管されていると認めるときは、理事長に対し、その個人情報の消去等を請求することができる。

(利用等の中止の請求)

第 12 条 理事長が第 7 条の規定によることなく個人情報の目的外利用等が行われていると認めるとき又は行われるおそれがあると認めるときは、理事長に対して、その目的外利用等の中止を請求することができる。

(請求の手続)

第 13 条 第 9 条第 1 項の規定による個人情報の開示、第 10 条の規定による個人情報の訂正、第 11 条の規定による個人情報の削除又は前条の規定による目的外利用等の中止を請求しようとする者（以下「請求書」という。）は、理事長に対して、本人であることを明らかにした上で、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求書の氏名及び住所
- (2) 請求に係る個人情報の記録を特定するために必要な事項
- (3) 請求の趣旨
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、理事長が定める事項

(請求による一時停止)

第 14 条 理事長は、前条の規定による請求（個人情報の開示の請求を除く。）があつた場合は、次条の規定により決定するまでの間、その個人情報の目的外利用等を一時停止しなければならない。ただし、その一時停止により協会の公正な職執行に著しい支障を生じるときを除く。

(請求に対する決定等)

第 15 条 理事長は、第 13 条の規定による請求があつたときは、その請求を受理した日の翌日から起算して、開示にあつては 14 日以内に、訂正消去等及び利用等の中止にあつては 21 日以内に、その請求に応ずるか否かを決定し、速やかに決定の内容を請求した者に通知しなければならない。

- 2 理事長は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、第 13 条に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して 60 日を限度としてその決定を延長することができる。この場合において、理事長は、速やかに延期の理由及び決定できる時期を請求者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、第 1 項の場合において、請求に応じないこと（その請求の一部について応じな

いことを含む。)と決定したときは、その理由(その理由がなくなる時期をあらかじめ明示できるときはその理由及び期日)及び不服申し立てに係る事項を併せて通知しなければならない。

(決定後の措置)

第16条 理事長は、前条第1項の規定により請求に応ずることとした決定したときは、速やかに開示、訂正、消去等又は利用等の中止の措置を採らなければならない。

2 理事長は、個人情報の開示をすることにより、当該個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、その他相当な理由があるときは、第一項の規定にかかわらず、当該個人情報の開示に代えて当該個人情報を複写したものを閲覧させ、又はその写しを交付することができる。

(手数料等)

第17条 前条の規定による個人情報の開示、訂正及び削除並びに目的外利用等の中止に要する手数料は、無料とする。

2 本規程の規定に基づき個人情報の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(不服申し立て)

第18条 請求者は、第15条第1項の決定について不服があるときは、理事長に対して、書面によりその申出をすることができる。

2 理事長は、前項の規定による不服の申出を受けたときは、速やかに理事会に協議し、その意見を聴いて、当該不服の申出についての決定を行わなければならない。

(業務の委託)

第19条 理事長は、個人情報を処理する業務を外部に委託するときは、当該業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対して、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

2 理事長は、コンピューターにより個人情報を処理する業者を外部に委託するときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者の責務)

第20条 受託者は、当該受託した業務の範囲で、個人情報の保護について理事長と同様の義務を負うものとする。

2 受託者は、その業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その業務の委託が終了した後も、同様とする。

(委任)

第21条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。  
この規程は、平成21年11月1日から施行する。